

山口県障害児施設送迎車両安全装置導入等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県障害児施設送迎車両安全装置導入等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市町若しくは社会福祉法人等が令和5年5月18日こ支障第7号こども家庭庁支援局長通知の別紙「子ども安全安心対策事業実施要綱」による事業（以下「補助事業」という。）を行う場合、その経費を補助し、もって通所時等における障害児等の安全確保に向けた取組を強化することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における「社会福祉法人等」とは社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体をいう。

(交付の対象及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象は、市町若しくは社会福祉法人等が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費とする。

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は別表のとおりとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める。

(補助事業等の変更等に係る承認の申請等)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 前項の申請書を提出する期日は、別に定める。

(実績報告)

第7条 規則第11条の報告は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(消費税等の仕入税額控除)

第8条 補助事業を実施する者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、別記第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を返納させることができる。

(補助金の交付等)

第9条 補助金は、規則第12条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記第5号様式により請求しなければならない。

(交付の取り消し等)

第10条 知事は、規則第14条第1項に定めるもののほか、補助事業を実施する者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

補助事業	基準額	補助対象	補助率
送迎用バスの改修支援事業	1台あたり175千円までを上限とした実費に対する定額補助	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	定額
ICTを活用した子供の見守り支援事業	1事業所あたり200千円	ICTを活用した子供の見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	基準額を上限とした補助対象経費の4/5以内とする
登降園管理システム支援事業	(1)端末購入を行わない場合、 1事業所あたり200千円 (2)端末購入を行う場合、 1事業所あたり700千円	登降園管理システム導入支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	基準額を上限とした補助対象経費の4/5以内とする

（交付額の算定方法）

交付額は、補助事業欄に定める事業ごとに、補助基準額の合計と実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て（送迎用バスの改修支援事業は除く））の合計額とする。